

令和7年11月市議会通常会議 教育厚生常任委員会説明資料



議案第143号

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月11日(木)

こども未来部幼保支援課

1 改正趣旨

令和7年9月10日付け児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)が公布され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)における規定が改正されたことを受け、大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についても同府令と同様の改正を行うもの

2 改正理由

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の根拠である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)における規定が改正されたため

3 改正内容

- ・虐待行為を規定した箇所の改正

乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、改正後の児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定した。

- ・地域限定保育士の一般制度化に伴う保育士の規定の改正

一般型乳児等通園支援事業所に置かなければならないとされている保育士について、地域限定保育士も追加することとした。

4 施行期日

公布の日から施行

5 改正部分の抜粋

現行	改正後
(虐待等の禁止) 第13条 乳児等通園支援事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第13条 乳児等通園支援事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員が受けなければならないものとして市長が行う研修(滋賀県知事その他の機関が行う研修で、市長が指定するものを含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならぬ。	(職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員が受けなければならないものとして市長が行う研修(滋賀県知事その他の機関が行う研修で、市長が指定するものを含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならぬ。